別紙１

保育料の設定金額の考え方

１　平成２７年度におけるへき地・季節保育所の決算額等

（１）へき地・季節保育所の保育料収入（月平均利用児童数　９８人，９か月）
　　６，６２７，６５０円（９か月）・・・・①
（２）へき地・季節保育所の運営費（１５施設中３施設が休所）
　　９２，３０８，１１９円（９か月）・・・・③
（３）保育料が運営費に占める割合（①／③）
　　約７．１８％

２　平成２７年度決算額から通年化した場合の推計額を算出

（１）通年化した場合の保育料収入（①／９×１２）
　　８，８３６，８７７円・・・・②
（２）通年化した場合の運営費（③＋（(③／９）×１．５×３か月））
　　１３８，４６２，１７９円（１２か月分とする。）・・・・④
　　※冬期間（３か月分）の運営費を５割増（保育士の処遇改善を図ることが主な増要素）

３　１年間の運営費④に占める保育料の割合を約７．１８％とした場合の保育料収入

約９９４万円（②より約１１０万円の増）
※この保育料収入額を目安に保育料を設定

実質の保育料の増額分

４　特定教育・施設等の保育料の階層区分を根拠に算出

（１）へき地・季節保育所は，基本３歳以上の保育所で想定している。
（２）アンケート結果より，８時間以下の利用者が約８４％となっていることから，保育短時間認定の保育料を算定根拠にする。
（３）（２）の保育料の３分の２とすることで，３の 994 万円に近い保育料収入額が見込まれる。
　　最も高い保育料で**２７，６００円**
　　※通年制保育園の最も高い保育料が，３歳以上で 23,800 円，３歳未満で 28,600 円。

５　その他
（１）特定教育・保育施設等における給付費等（5,957,001,290 円）に占める保育料収入（967,296,259 円）の割合は**約１６．２４％**となっている。公平性の考えから，へき地・季節保育所の保育料においてもこの割合になるように設定する考えもあるが，この割合の開きについては，今後，統廃合を進めていくことで縮めることが可能であると考える。
（２）保育料の多子軽減やひとり親世帯等に対する減額については，特定教育・保育施設等の保育料と同様の設定とする。